

# 令和4年度 認可保育施設入所案内



## ◆お問い合わせ先◆

米子市役所 こども支援課（ふれあいの里1階）

電話：0859（23）5177

FAX：0859（23）5137



## 入所申込にあたって



認可保育施設（保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所・事業所内保育事業所等）は、保護者が「**保育が必要な理由**」に該当している場合のみ入所できます。認可保育施設に入所を希望される場合は、この入所案内に沿って申込みをしてください。

幼稚園や認定こども園（教育部分）に入所を希望される場合は、各施設に直接お申込みください。

なお、保育料等の利用者負担に滞納がある場合は、認可保育施設の入所をお断りすることがあります。



## 保育の必要性の認定について



子ども・子育て支援新制度により、認可保育施設に入所を希望する場合は、**保育の必要性の認定（教育・保育給付認定（2号認定または3号認定））**を受けていただく必要があります。

教育・保育給付認定は、保育施設の入所申込みと同一様式で申請していただけます。

保護者のいずれもが「**保育が必要な理由**」に該当する場合に認定され、認定された方には、「**支給認定証**」を交付しますので大切に保管してください。なお、支給認定証に記載された内容に変更がある場合は、入所している保育施設または市役所こども支援課まで事前にご連絡ください。

### 【保育が必要な理由】

#### （1）就労

労働することを常態（月60時間以上）としている場合

#### （2）妊娠、出産

母親が出産準備や産後静養が必要な場合（出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月末まで）

#### （3）疾病、負傷、障がい

病気、負傷、心身の障がいを有している場合

#### （4）親族の介護、看護

親族（長期間入院を含む。）を常時（月60時間以上）介護または看護をしている場合

#### （5）災害復旧

震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたる場合

#### （6）求職活動

求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合

（入所後90日目の属する月末までに就職することが条件）

#### （7）就学

大学、専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む。）に通っている場合（月60時間以上）

#### （8）DV、児童虐待

配偶者からの暴力または児童虐待のおそれがある場合

#### （9）その他

その他やむを得ない事情があると市長が認める場合

**\* 育児休業中の申込について**

育児休業終了前に入所を希望される場合は、職場復帰日の1ヵ月前からならし保育として入所できます。

なお、育児休業に係る子ども以外の児童も同じく1ヵ月前から入所できます。

**\* 育児休業中の上の子の継続入所について**

継続入所児童（上の子）に限り、育児休業（就労後に妊娠がわかり退職した場合を含む。）を理由に育児休業対象児童（下の子）が満1歳になる年度末まで継続して入所することができます。

**【認定区分】**

「保育が必要な理由」を証明する書類に基づき、下記の認定区分等に認定します。

年 齢	要 件	認定区分	利用時間	利用施設
満3歳以上の子ども	教育を希望される場合	1号認定	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育部分）
	「保育が必要な理由」に該当して保育施設等での保育を希望される場合	2号認定	保育標準時間 又は保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分）
満3歳未満の子ども		3号認定	保育標準時間 又は 保育短時間	保育所 認定こども園（保育部分） 小規模保育事業所 事業所内保育事業所

※幼稚園等（幼稚園・認定こども園（教育部分））だけに入園を希望される場合（子どものための教育・保育給付1号認定に該当）は、希望される施設に直接入園の申込みをしてください。

※幼稚園等と認可保育施設を併願される場合は、幼稚園等の入園の申込みと、認可保育施設への入所の申込みの両方を行っていただく必要があります。

※2号認定・3号認定の方が入所できる施設は、「認可保育施設一覧」にてご確認ください。

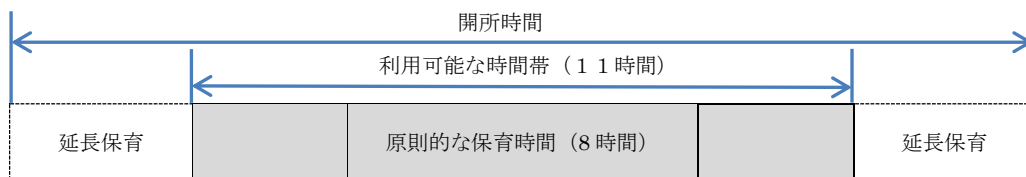
**【施設利用が可能な時間】**

保護者の状況を客観的に確認し、認可保育施設の利用が可能な時間を下記のとおり「保育標準時間」又は「保育短時間」のいずれかに認定します。父母が、それぞれ保育標準時間と保育短時間に該当する場合は、保育短時間で認定します。保育短時間は、保育標準時間に比べて保育料が約1.7%程度安くなります。

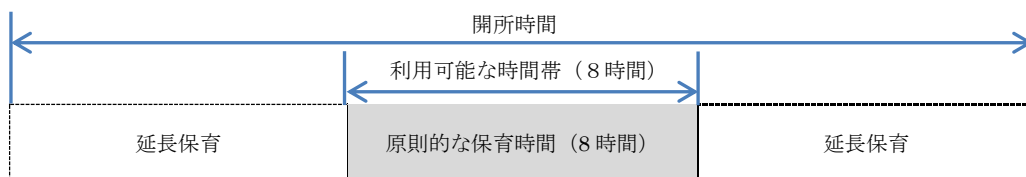
実際の利用時間は、通勤時間等を考慮し保育に必要な時間を保育施設と相談のうえ決定します。

保育標準時間および保育短時間の利用可能な時間帯は各保育施設によって異なりますので、「認可保育施設一覧」にてご確認ください。ただし、必要があれば開所時間内に限り延長保育を利用できます。なお、延長保育には保育料とは別に利用料がかかります。

**○保育標準時間認定** 1日11時間までの必要な時間に利用が可能



**○保育短時間認定** 1日8時間までの必要な時間に利用が可能



※シフト制や通勤時間の都合等で常態的に利用可能な時間帯を超える時は、保育標準時間認定に変更できる場合がありますので、こども支援課までご相談ください。

保育が必要な理由（父母の状況）	利用時間
就労（実労働時間が月120時間以上） 妊娠、出産 疾病、負傷、障がい 親族の介護、看護（介護および看護時間が月120時間以上） 災害復旧 就学（授業時間が月120時間以上） DV、児童虐待 育児休業 その他（保育標準時間の利用を認められる場合）	保育標準時間 （1日11時間・週6日までの必要な時間に利用が可能） ※希望により、保育短時間の認定をすることができます。
就労（実労働時間が月60時間以上120時間未満） 親族の介護、看護（介護および看護時間が月60時間以上120時間未満） 求職活動 就学（授業時間が月60時間以上120時間未満） その他（保育短時間の利用を認められる場合）	保育短時間 （1日8時間・週6日までの必要な時間に利用が可能）

### 【認定の有効期間】

保育の必要性の認定には、有効期間があります。支給認定証に有効期間が記載されていますので、ご確認ください。有効期間終了後も保育施設の利用を希望する場合は、有効期間終了前に期間の延長が必要なことを証明する書類を提出する必要があります。

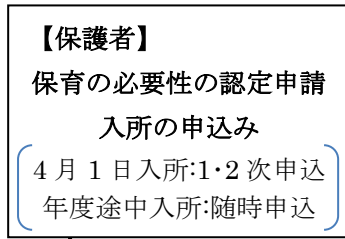
保育が必要な理由	認定の有効期間
就労 疾病、負傷、障がい 親族の介護、看護 災害復旧 DV、児童虐待	子どもの小学校就学前まで
妊娠、出産	出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	認定した日から90日目の属する月の末日まで
就学	卒業予定日又は修了予定日の属する月の末日まで
その他	市長が必要と認める期間

※3号認定の有効期間は、「満3歳に達する日の前日」か「上記の認定の有効期間」のいずれか早い日までです。

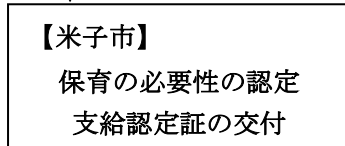
※保育が必要な理由に該当しなくなった場合や、米子市外に転出された場合は、認定は取り消されます。



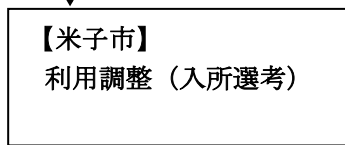
## 入所までの流れ



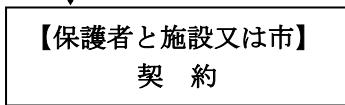
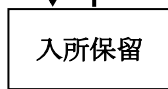
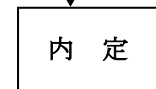
- 認定申請と入所の申込みは同時に手続きができます。
- 認定申請および入所の申込みに必要な書類を受付期間中に提出してください。(P5(1)(2)(3)(4)(5)、P8(2)参照)



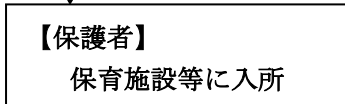
- 認定申請書等を市役所で受理してから30日以内に支給認定証を郵送しますので、大切に保管してください。ただし、1次・2次申込の場合は、利用調整の結果通知後、支給認定証を送付します。(転入予定・出産予定の方は、米子市に住民登録後に送付します。)



- 提出された書類を基に利用調整を行います。(P6、7参照)
- 利用調整の結果は、内定通知書または入所保留通知書にて郵送でお知らせします。
- 1次申込で入所保留となった場合は、次回利用調整時に希望施設等を変更できます。2次申込も同様の取扱いです。
- 随時申込で入所保留となった場合は、次回以降も利用調整の対象となります。申込された年度内は、継続して利用調整を行います。



- 重要事項説明書に記載されている内容に同意いただくことで、契約となります。(副食費の徴収額は施設によって異なります。副食費の徴収額にも同意していただく必要があります。)
- 内定の方には、保育施設等で面接、健康診断等を受けていただきます。
- 健康診断の結果、保育に支障がある場合は入所できないことがあります。



◎各施設の保育方針や用品等の実費負担については、こども支援課に置いてある「保育施設等の概要」にて確認してください。米子市のホームページでも閲覧ができます。



# 入所申込



1次、2次申込は、4月1日からの入所を希望される方が対象となります。4月2日以降に入所を希望される方は、随時申込での申込みをお願いします。なお、米子市外の保育所に入所希望される場合は、こども支援課にご相談ください。

## (1) 必要書類

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書（2号・3号用）
- ②保育が必要な理由を証明する書類 P5（5）参照
- ③保育料の決定に必要な書類 P8（2）参照
- ④保育施設等入所に係る健康状態確認票（入所申込書の「11健康状況」に☑有りとなされた方）



## (2) 申請書等の配布場所

各保育施設等・こども支援課（ふれあいの里1階）

## (3) 受付期間 ※受付期間以外には、受け付けを行いません。

### 【1次申込】

~~1月1日から1月30日までの間で、市役所の開庁日（利用調整結果通知の送付時期：1月中旬）~~

### 【2次申込】

~~2月1日から2月18日までの間で、市役所の開庁日（利用調整結果通知の送付時期：3月上旬）~~

### 【随時申込】

3月1日以降の市役所の開庁日（利用調整結果通知の送付時期：利用調整後随時）

## (4) 受付場所

~~【1次申込】子育て支援課、こども総合相談窓口~~

~~【2次申込】~~【随時申込】 こども支援課（ふれあいの里1階）



## (5) 保育が必要な理由を証明する書類

子どもと生計を同じにする父母（事実婚も含む。）のそれぞれの「保育が必要な理由」を証明する書類を、申請書と一緒に提出してください。書類の提出がない場合は、保育施設の利用調整の対象となりません。

また、きょうだいで申込みの場合はそれぞれの申請書に提出書類を添付してください。

保育が必要な理由	提出書類
就労している方（自営業、内定含む）	就労（内定）証明書 ※コピーをなかよし学級の申請にご利用いただけます
出産の準備、静養が必要な方	母子健康手帳のコピー（表紙と分娩予定日の確認できる部分）
病気の方	診断書
病気等の親族を介護、看護している方	診断書または介護保険被保険者証のコピー、介護・看護申立書
心身障がいのある方	診断書、療育手帳のコピー、障害年金受給中の方は障害年金証書のコピー（自立支援医療受給者証、障害者手帳等のコピーは、提出不要。）
心身障がいのある親族を介護、看護している方	介護・看護申立書
災害に遭われた方	り災証明書
求職活動（予定）をしている方	求職活動申立書
起業準備をしている方	求職活動申立書、起業準備中であることを確認できる書類（事業計画書のコピー等）
学校に通われている方	在学証明書、就学申立書
DV、児童虐待のおそれのある方	申立書（相談機関・相談時期・担当者名を記入）
配偶者と離婚調停中で別居している方	調停受付票のコピーまたは裁判所からの呼出状のコピー
上記以外の理由で保育できない方	理由を証明する書類



# 利用調整(入所選考)



提出された書類等を基に、次のとおり基準指数を定め利用調整を行います。希望者多数の場合は、入所できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## (1) 利用調整方法

入所希望の申込みをされた方の中で、合計基準指数の高い順に希望する保育施設等に内定します。

$$\text{基準指数(父)} + \text{基準指数(母)} + \text{調整基準指数} = \text{合計基準指数}$$



## (2) 利用調整時期

1次・2次申込は申込みの受付期間終了後、随時申込は入所希望日の1ヵ月前(育児休業から職場復帰される場合は職場復帰日の2ヵ月前)から利用調整を行います。

## (3) 利用調整結果の通知

申請書に記載された保育施設等に内定した場合は「内定通知書」、内定しなかった場合は「入所保留通知書」を郵送いたします。通知時期は、1次申込は1月中旬、2次申込は3月上旬です。随時申込は毎月1日と15日(ただし、1月、2月、3月は10日の1回のみ)に利用調整を行い、結果は利用調整日から1週間程度で通知します。なお、随時申込で入所保留となった場合は、その後も年度内に限り利用調整の対象となります。初回のみ入所保留の通知を行い、入所が可能になった時点で内定の通知を郵送します。

### 《利用調整の優先順位に関する基準指数》

父および母が保育できない理由		指数	
就労 (自営業含む)	月160時間以上(週40時間以上)働いている	11	
	月140時間以上(週35時間以上)働いている	10	
	月120時間以上(週30時間以上)働いている	9	
	月100時間以上(週25時間以上)働いている	8	
	月80時間以上(週20時間以上)働いている	7	
	月60時間以上(週15時間以上)働いている(内職含む。)	6	
妊娠、出産	出産準備や産後静養が必要な場合	6	
疾病、負傷	入院	11	
	常時病臥、精神疾患	11	
	通院(週4日以上)	7	
	上記以外で子どもの保育ができない場合	6	
障がい	1、2級またはA判定程度	11	
	3級またはB判定程度	8	
	上記以外で子どもの保育ができない場合	6	
親族の 介護、看護	病院付添	入院中の親族の付添い(月120時間以上)が必要な場合	8
		入院中の親族の付添い(月60時間以上)が必要な場合	7
	在宅介護	常時介護(月120時間以上)が必要な場合	8
		常時介護(月60時間以上)が必要な場合	7
災害復旧	火災等の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	11	
求職(起業準備含む)	起業準備をしている場合(入所後3か月以内に起業予定であり、かつ起業準備中であることが確認できる場合に限る。)	5	
	求職活動をする場合	4	
就学(職業訓練含む)	学校、職業訓練校等へ通っている場合(月120時間以上)	7	
	学校、職業訓練校等へ通っている場合(月60時間以上)	6	
DV、児童虐待	配偶者からの暴力または児童虐待のおそれがある場合	50	
その他	上記各項目に類する状況と認められる場合	4~50	

## 《調整基準指数》

条 件		指数
世帯の状況	父母ともに不存在の世帯（死亡・行方不明等）	25
	ひとり親世帯で、満65歳未満の祖父または祖母と同居していない世帯	17
	ひとり親世帯で、満65歳未満の祖父または祖母と同居している世帯	14
	生活保護世帯	6
	父母ともに入所希望日の前年度の市民税が非課税の世帯（生活保護世帯を除く。）	1
子どもの状況	申込みの子どもに障がいがある場合	5
きょうだいの状況	きょうだい既在籍している施設を第1希望として申し込む場合	10
	きょうだいで新規に入所を希望する場合	2
	多子世帯（中学校就学前の子どもが3名以上いる場合）	1
	きょうだいに障がいがある場合	1
再申込	出産または育児休業取得により、米子市内の認可保育施設を一時退所しており、再度申込みをする場合（退所児童・育休対象児童ともに加算）	5
その他	小学校就学前までに卒園になる認可保育施設（ねむの木保育園・ゆりかご保育園・のぞみ保育園・リトルえんぜる保育園・わんぱく保育園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（従業員枠を除く。））から卒園し、申込みをする場合（年度当初の選考）	5
	保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等として保育施設等に勤務する場合（年度当初の選考）	5
	保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等として保育施設等に勤務する場合（年度途中の選考）	10

## 《合計基準指数が並んだ場合》

合計基準指数が並んだ場合は、以下の順で利用調整を行います。

1	希望順位が高い順
2	父母ともに不存在の世帯
3	ひとり親世帯
4	申込みの子どもに障がいがある場合
5	<b>基準指数の優先順位（父または母の高い方を選択し、高い方が同位の場合は、父または母の低い方を選択）</b> ①DV・児童虐待 ②災害 ③疾病・障がい ④就労 ⑤看護・介護 ⑥就学 ⑦出産 ⑧求職
6	きょうだいで新規に入所を希望する場合
7	多子世帯（中学校就学前の子どもが3名以上いる場合）
8	利用調整の優先順位に関する基準指数のみで見た場合により指数の高い世帯
9	保育施設等に新規で入所を希望する場合
10	<b>世帯の状況の優先順位</b> ①離婚調停中の場合 ②満65歳未満の祖父母と別居している場合 ③父または母が鳥取県西部地域以外に単身赴任している場合 ④多胎児の同時入所
11	A I 入所選考システムによる抽選



## 内定後の手続き



内定後に面接・健康診断・用品販売を行います。日程については、内定した保育施設等にご確認ください。また、保育方針等の重要事項について同意をいただいた上で入所となります。

なお、健康診断の結果、保育に支障がある場合は、入所に至らない場合がありますので、あらかじめご承知ください。また、子どもに障がいのある場合は、入所時期等を相談させていただくことがあります。



ならし保育とは、子どもが慣れるまで通常の利用時間より短い時間で保育を始めることです。保護者やご家族の就労状況等を考慮して実施していますので、内定した各保育施設等にご相談ください。



## 保育料



保育料は、保育施設等を適切に運営するための経費をまかなうものとして、父母等の所得状況に応じて負担していただくものです。利用されている間は、登園のない日であっても保育料がかかります。

なお、保育料以外にも利用時間に応じ、延長保育の利用料がかかります。また、保育施設等や年齢によって異なりますが、給食費・用品代などをご負担いただくことになります。

### (1) 保育料の算定について

保育料は、父母（父母の配偶者含む。）および子どもを扶養（税金・保険証）している親族の市民税額と子どもの年齢によって決定します。ただし、父母および子どもを扶養している親族の合計所得が28万円以下（給与収入では93万円以下）の場合は、同居している祖父母等の最多納税者も含めて計算します。

### (2) 保育料の決定に必要な書類

子どもと生計を同じにする父母（事実婚も含む。）および子どもを扶養している親族の保育料の決定に必要な書類は、認定申請時に提出してください。提出がない場合や市民税課税額が変更になった場合は、課税資料等の調査により入所日にさかのぼって保育料を変更することになります。

また、きょうだいで申込みの場合は、それぞれの申請書に提出書類（コピー可）を添付してください。

項 目	提 出 書 類
世帯員（世帯分離の親族含む。）のうち、 ○療育手帳をお持ちの方 ○障害基礎年金受給中の方	療育手帳等の写し、障害基礎年金証書のコピー
子どもの父または母で児童扶養手当の認定を受けていないひとり親世帯	遺族年金証書のコピーまたはひとり親世帯申立書 ・事実婚は、ひとり親世帯に該当しません。

### (3) 保育料の納付について

公立・私立保育所の保育料は、各月の月末が納期限となっています。

納付方法は、原則として口座振替にて納付いただくことになります。米子市保育料口座振替依頼書を納期限の前月15日までに金融機関に提出してください。口座振替依頼書は、こども支援課または各公立・私立保育所にてお受け取りください。

また、前年と比較して世帯の収入が大幅に減少するなど、特別な理由（出産を除く。）により、保育料の支払いが難しい場合は、こども支援課までご相談ください。

※保育所以外の施設（認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等）は、納期限や納付の方法が異なりますので、利用される施設にご確認ください。

※副食費の納付については、各施設で方法が異なります。利用される施設にご確認ください。





- (1) 教育・保育給付認定申請書の記載内容（住所・家族構成・勤務状態等）や支給認定証の記載内容および有効期限が変更になる場合は、事前にこども支援課にご連絡をお願いします。
- (2) 転園を希望される方は、教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書と必要書類（P 5（1）参照）を提出してください。教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書の「2 申請区分」で転園申請に☑してください。
- 利用調整により転園することが内定した場合は、現在入所中の保育施設には別の方を内定します。そのため、現在入所中の保育施設の継続利用はできませんので、ご注意ください。
- また、転園が内定しなかった場合に、現在入所中の保育施設に継続利用を希望される方は、教育・保育給付認定申請書の「入所している施設等の名称」欄に現在入所中の保育施設等の名称を必ず記入のうえ、「転園ができなかった場合」の「現在入所中の施設の継続利用を希望」に☑してください。記入がない場合は、継続利用を希望されないものとみなします。

## 【利用に関するQ&A】

Q. 育児休業中で申込みはできますか。

A. 入所してから1ヵ月以内に仕事の復帰をしていただくことを条件に申込みができます。

Q. 出産予定で申込みはできますか。

A. 1次申込については申込みできます。ただし、認定証の交付と利用調整結果の通知は、住民登録を確認してからになります。出生届出時に申し出てください。

Q. 保育短時間で認定された場合は、保育短時間の時間帯しか利用できませんか。

A. 仕事などの理由があれば、開所時間の範囲内で利用できます。ただし、延長保育の利用料がかかります。なお、シフト制や通勤時間の都合等で常態的に利用可能な時間帯を超える時は、保育標準時間認定に変更できる場合がありますので、こども支援課までご相談ください。

Q. 認定証の有効期限が切れたら、認可保育施設に入所していなくても更新が必要ですか。

A. 保育施設等に入所しておらず、保育の必要性の理由に当てはまる状況でなくなった場合は更新は必要ありませんが、保育の必要性の理由に当てはまる状況になった場合については再度認定申請をしていただく必要があります。

Q. 保育料はいつ決まりますか。

A. 利用されている施設を通じて4月上旬と8月下旬頃にお知らせします。4月分から8月分までの保育料は前年度の住民税で、9月分から翌年3月分の保育料は当年度の住民税で計算します。

米子市保育所利用者負担額（保育料）表

認定区分(2号・3号)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間の保育料【月額】 下段（ ）内は保育短時間の場合		備 考	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児		
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0		1 母子世帯等とは、次に掲げる世帯のことをいう。 ① 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。) ② 在宅障がい児(者)のいる世帯 次に掲げる児童(者)を有する世帯 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者 ③ その他市長が生活保護法(昭和25年法律第114号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者 2 年齢区分(3歳未満児、3歳以上児)の適用は、保育の実施がとられた年度の初日の前日において行い、その年度中はその年齢区分の保育料が適用されます。 3 所得割の額を計算する場合には、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除を適用しません。 4 8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により決定する。	
B 1	A階層を除く 市民税非課税世帯	母子世帯等	0		
B 2		上記以外の世帯	0		
C 1	市民税均等 割課税額の 世帯を含む	48,600円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)		
C 2		48,600円未満 の上記以外の世帯	13,600 (13,400)		
D 1		61,000円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)		
		61,000円未満 の上記以外の世帯	18,900 (18,500)		
D 2		71,000円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)		
		71,000円未満 の上記以外の世帯	19,500 (19,100)		
D 3		77,101円未満 の母子世帯等	6,300 (6,200)		
		97,000円 未満	24,000 (23,600)		
D 4		109,000円 未満	31,100 (30,600)		
D 5		139,000円 未満	32,700 (32,100)		
D 6		A階層を除き、市民税所得 割課税額が次の区分に該当 する世帯	169,000円 未満		34,200 (33,600)
D 7			199,900円 未満		39,000 (38,200)
D 8			261,000円 未満		42,700 (41,900)
D 9	301,000円 未満		46,300 (45,500)		
D 10	333,000円 未満		48,800 (47,800)		
D 11	365,000円 未満		50,400 (49,400)		
D 12	397,000円 未満		52,000 (51,000)		
D 13	397,000円 以上	58,200 (57,100)			

1. 同時在園の保育料軽減

- ① 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業所・特別支援学校の幼稚部等に入所している同一世帯の就学前児童のうち、2人目が保育所入所の場合は2分の1の額、3人目以降が保育所入所の場合は、保育料が0円になります。なお、年齢の高い順に1人目・2人目・3人目と数えます。
- ② C2、D1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、1人目が保育所等に入所している場合に限り2人目の保育料が0円となります。

2. 多子世帯の保育料軽減

- ① 保護者と生計同一の3人目以降の児童が保育所等に入所する場合は、保育料が0円になります。
- ② C2、D1の一部(市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯)の各階層については、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目の保育料が2分の1の額になります。

3. 月途中の入退所された場合の保育料計算

(保育料の月額)×(その月の在籍日数)÷(25日)=(その月の保育料)

4. 母子世帯等の負担額について

C1、D1、D2、D3の一部の各階層に認定された母子世帯等において、保護者と生計同一の子のうち、年齢にかかわらず最年長から数えて2人目以降の保育料が0円になります。

(※)

3歳以上児の保育料は無償化されます。  
 なお、副食(おかず、おやつ)に係る費用については施設への直接支払いとなり、負担が残ります。